

釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第7期）について

1 計画策定の趣旨

県では、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）に基づき湖沼の水質の保全を図るため、湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めている。

第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（平成25年3月策定。以下「計画」という。）の計画期間が令和3年度で終了したことから、令和4年度を始期とする第7期計画を策定した。

2 計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間

3 計画策定までの経緯

| | |
|--------------|--|
| 令和3年11月11日 | 環境審議会 諮問 |
| 令和4年 1月12日 | 水質専門委員会議① ○第6期計画 現況評価 ○第7期計画 骨子案審議 |
| 令和4年 5月25日 | 水質専門委員会議② ○第7期計画素案 等 |
| 令和4年 7月25日 | 水質専門委員会議③ ○第6期計画 評価結果 ○第7期計画中間案 等 |
| 同 日 | 環境審議会 中間報告 |
| 令和4年 8月 9日から | パブリックコメント手続 |
| 令和4年 9月 8日まで | |
| 令和4年 8月19日 | 県議会常任委員会（中間案報告） |
| 令和4年10月25日 | 水質専門委員会議④ ○第7期計画最終案 等 |
| 令和4年12月21日 | 環境審議会 答申 ○第7期計画案 |
| 令和4年12月22日 | 川崎町長、村田町長 意見照会 |
| 令和5年 1月10日 | 河川管理者（国土交通大臣）協議 |
| 令和5年 2月 1日 | 環境大臣 協議 |
| 令和5年 3月22日 | 第7期計画 策定（湖沼法第4条第7項） |